

令和6年度運営指導結果

サービス種別：居宅介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
有限会社ミウラ	室戸市	訪問介護サービスあすなろ	R6.7.11	- 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していないことが認められた。 - 法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた支給決定障害者等に対して、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知していないことが認められた。 - 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められたので、以下のとおりとすること。 - 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 - 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 - 居宅介護サービス費の算定について、省令第171号第35条の2第3項に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。	改善済	
有限会社西田順天堂東部店	安芸市	ヘルパーステーションあったか	R6.9.5	- 運営規程を変更しているが届け出していないことが認められた。 - 支給決定障害者等の受給者証に指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量その他の必要な事項を記載していないことが認められた。 - 居宅介護計画を作成していない事例が認められた。 - 利用者又はその家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 - 家事援助が中心である指定居宅介護等を行わず所定単位数を算定した事例が認められた。	改善済	
有限会社四国総合介護システム	須崎市	ヘルパーステーションすまいる須崎	R7.1.9	なし		
社会福祉法人香美市社会福祉協議会	香美市	香美市社協ヘルパーステーション八王子	R6.7.18	利用者に、介護給付費の額を通知していないことが認められた。	改善済	
東洋町	安芸郡東洋町	東洋町訪問介護事業所	R6.7.10	- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催していないことが認められた。 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催していないことが認められた。 - 居宅介護サービス費の算定について、省令第171号第35条の2第3項に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。 - 居宅介護サービス費の算定について、省令第171号第40条の2に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。	改善済	
株式会社ニチ学館	吾川郡いの町	ニチケアセンターいの	R6.6.13	1 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。	改善済	
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会	高岡郡四万十町	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所せいふ	R6.11.5	- 身体拘束等の適正化のための研修を実施していないことが認められた。 - 居宅介護サービス費の算定について、居宅介護計画に、派遣される従業者の種別について記載がないことが認められた。	改善済	